（改善命令）

**第三条の二十四**　国土交通大臣は、登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関が第三条の十八の規定に違反していると認めるときは、その登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関に対し、同条の規定による登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行うべきこと又は登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

**第三条の二十五**　国土交通大臣は、登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　第三条の十五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第三条の十九から第三条の二十一まで、第三条の二十二第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第三条の二十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　第三条の二十七の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　不正の手段により第三条の十三第一項第三号の登録を受けたとき。

（帳簿の記載等）

**第三条の二十六**　登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一　講習の実施年月日

二　講習の実施場所

三　講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四　受講者の氏名、生年月日及び住所

五　講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明書番号

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4　登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録特定建築基準適合判定資格者講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一　登録特定建築基準適合判定資格者講習の受講申込書及び添付書類

二　講義に用いた教材

三　終了した修了考査の問題及び答案用紙

（報告の徴収）

**第三条の二十七**　国土交通大臣は、登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関に対し、登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

**第三条の二十八**　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第三条の十三第一項第三号の登録をしたとき。

二　第三条の十九の規定による届出があつたとき。

三　第三条の二十一の規定による届出があつたとき。

四　第三条の二十五の規定により第三条の十三第一項第三号の登録を取り消し、又は登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の停止を命じたとき。

第四条第一項第一号中「確認（」を「確認に要した図書及び書類（」に改め、「。次項及び第四条の八において同じ。）」を削り、「書類」を「書類を含む。第四条の八第一項第一号並びに第四条の十六第一項及び第二項において同じ。）」に改め、同条第二項中「を申請した」を「確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第四条の八第二項並びに第四条の十六第一項及び第二項において「直前の確認」という。）を受けた」に改める。

第四条の八第二項中「申請した」を「受けた」に改める。

第四条の十三第二項及び第三項中「図書」の下に「及び書類」を加える。

第四条の十六の見出し中「承認」を「認定」に改め、同条第一項中「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「仮使用承認申請書」を「仮使用認定申請書」に改め、「それぞれ」の下に「当該認定の申請に係る建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事を置く市町村の長又は都道府県知事たる特定行政庁に対して申請を行う場合においては、当該特定行政庁の指揮監督下にある建築主事が当該図書及び書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）並びに」を加え、「、(ろ)項及び(は)項に掲げる図書）」を「から(は)項までに掲げる図書。次項において同じ。）その他特定行政庁が必要と認める図書及び書類」に改め、同条第四項中「又は建築主事」を「、建築主事又は指定確認検査機関」に改め、「第七条の六第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「又は別記第三十六号様式による仮使用承認通知書」を「、別記第三十五号の二様式又は別記第三十五号の三様式による仮使用認定通知書」に、「前項の仮使用承認申請書」を「第二項の仮使用認定申請書」に改め、「に通知」の下に「（指定確認検査機関が通知する場合にあつては、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付を含む。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むもの（以下この項において「増築等の工事」という。）」を「増築等の工事」に、「承認」を「認定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第七条の六第一項第二号（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により建築主事又は指定確認検査機関の仮使用の認定を受けようとする者は、別記第三十四号様式による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、当該認定の申請に係る建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事又は指定確認検査機関に対して申請を行う場合においては、当該建築主事又は指定確認検査機関が当該図書及び書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）並びに前項の表の(い)項及び(は)項に掲げる図書その他の仮使用の認定をするために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるものを添えて、建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。ただし、令第百四十七条の二に規定する建築物に係る仮使用をする場合にあつては、(は)項に掲げる図書に代えて第十一条の二第一項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書を提出しなければならない。

3　増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むもの（国土交通大臣が定めるものを除く。次項において「増築等の工事」という。）に係る建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させようとする者は、法第七条第一項の規定による申請が受理される前又は指定確認検査機関が法第七条の二第一項の規定による検査の引受けを行う前においては、特定行政庁に仮使用の認定を申請しなければならない。